

旭川医科大学病院診療録等の電子保存に関する運用管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院診療録等の電子保存に関する運用管理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院診療録等の電子保存に関する運用管理規程（平成16年旭医大達第141号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>旭川医科大学病院診療情報管理規程（以下「管理規程」という。）第15条</u>の規定に基づき、法令に保存義務が規定されている診療録等の情報（以下「診療録等」という。）の電子媒体による保存のために使用される機器、ソフトウェア及びその運用に必要な仕組み全般（以下「病院情報システム」という。）についての取扱い及び管理に関する事項を定め、もって診療録等を適正に保存及び利用することを目的とする。</p> <p>(電子保存に関する理念)</p> <p>第2条 病院情報システム管理者、<u>管理規程第5条</u>に定める診療情報管理責任者及び利用者（以下「管理者等」という。）は診療録等を電子媒体に保存する場合は次に掲げる条件を満たし、自己責任において保存を行うものとする。</p> <p>(1) 故意又は過失による虚偽入力、書換え、消去及び混同を防止すること並びに、作成の責任の所在を明確にするなど真正性が確保されていること。</p>	<p>(略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>旭川医科大学病院診療情報管理規程（以下「管理規程」という。）第14条</u>の規定に基づき、法令に保存義務が規定されている診療録等の情報（以下「診療録等」という。）の電子媒体による保存のために使用される機器、ソフトウェア及びその運用に必要な仕組み全般（以下「病院情報システム」という。）についての取扱い及び管理に関する事項を定め、もって診療録等を適正に保存及び利用することを目的とする。</p> <p>(電子保存に関する理念)</p> <p>第2条 病院情報システム管理者、<u>管理規程第4条</u>に定める診療情報管理責任者及び利用者（以下「管理者等」という。）は診療録等を電子媒体に保存する場合は次に掲げる条件を満たし、自己責任において保存を行うものとする。</p> <p>(1) 故意又は過失による虚偽入力、書換え、消去及び混同を防止すること並びに、作成の責任の所在を明確にするなど真正性が確保されていること。</p>

(2) 情報の内容を必要に応じて情報を肉眼で見読可能な状態に容易にできること及び直ちに書面に表示できるなど見読性が確保されていること。

(3) 法令に定める保存期間内においては、復元可能な状態で保存するなど、保存性が確保されていること。

2 管理者等は、電子媒体に保存された診療録等の真正性、見読性及び保存性を確保し、かつ、患者の診療及び本院の管理運営上必要な場合には、診療録等を迅速に提供できる環境を整えとともに適正な運営に努めなければならない。

3 管理者等は、管理規程第3条による診療録等の活用であっても、患者の個人情報に十分に配慮しなければならない。

(略)

附 則

この規程は、令和6年11月13日から施行する。

【改正理由】

旭川医科大学病院診療情報管理規程において診療情報の活用方針について明文化したことに伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 情報の内容を必要に応じて情報を肉眼で見読可能な状態に容易にできること及び直ちに書面に表示できるなど見読性が確保されていること。

(3) 法令に定める保存期間内においては、復元可能な状態で保存するなど、保存性が確保されていること。

2 管理者等は、電子媒体に保存された診療録等の真正性、見読性及び保存性を確保し、かつ、患者の診療及び本院の管理運営上必要な場合には、診療録等を迅速に提供できる環境を整えとともに適正な運営に努めなければならない。

3 管理者等は、診療録等の二次利用（診療や病院管理を目的としない利用）についても、患者のプライバシーが侵害されることのないよう注意しなければならない。

(略)